

菰野町農地利用最適化推進委員募集要項

1. 目的

農業委員会等に関する法律に基づき、菰野町農地利用最適化推進委員を募集する。

2. 業務概要

- 農地の出し手や受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進
- 遊休農地の発生防止、解消の推進
- 農業への新規参入の促進
- 農地中間管理機構との連携・協議
- 農地の権利移動等に対して、意見の提出

3. 任期

令和7年6月1日から令和8年7月19日まで

4. 身分及び報酬

菰野町の特別職の非常勤職員として、菰野町各委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年菰野町条例第30号)に基づき支給

5. 募集人数

1人

6. 推薦又は応募する区域

鵜川原地区、下村

7. 推薦を受ける者又は応募できる者の資格

町内に住所があり、居住している者で農業に関する識見があり、農地等の利用の最適化の推進等に関しその職務を適切に行うことができる者。ただし次の条件に該当する者は除く。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・菰野町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団もしくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者
- ・菰野町の一般職の職員

8. 推薦及び応募に係る手続等

所定の推薦申込書又は応募申込書に必要事項を記入の上、菰野町観光産業課(農業委員会事

務局)までご持参ください。

- ①農業者等(推薦者が個人)が推薦する場合(第1号様式)
- ②応募(自薦)の場合(第2号様式)

9. 募集の期間

令和7年4月1日(火)8時30分から令和7年4月30日(水)17時15分まで

※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に提出することは出来ません。

10. 情報の公表

推薦者、被推薦者及び応募者に関する情報は、募集期間の中間と期間の終了後に、町ホームページで公表します。

11. 選考方法、結果及び任命

募集人数を超えた場合その他必要と認める場合には、菰野町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会において面接等を行い、候補者を選考し、農業委員会により委嘱します。選考結果については町ホームページで公表します。

12. 記入上の注意

推薦申込書及び応募申込書に記入にあたっては、次のことに注意してください。

- ・「経歴」、「農業経営の状況」、「推薦(応募)理由」を詳しく記入してください。
- ・枠内に記入できない場合には、別紙(任意様式)に記入して提出してください。
- ・「経歴」欄には、農業に関する経歴も記入してください。

13. その他

・推薦・応募に要する費用は、すべて申し込みをされた方の負担となります。また、提出された書類は、一切返却いたしません。

- ・追加の提出書類や説明を求める場合があります。
- ・ご不明な点等は、書類の作成、提出の前にお問い合わせください。
- ・提出する書類が2枚以上の場合は、ホッチキス止めしてください。

お問い合わせ・提出先

菰野町観光産業課(農業委員会事務局)

〒510-1292

三重郡菰野町大字潤田1250番地

電話番号 059-391-1145